

有明アリーナ管理運営事業

実施方針に関する質問への回答

- ・ 有明アリーナ管理運営事業実施方針に関して、2018年1月19日までに寄せられた質問への回答を公表します。
多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・ 質問は原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。
- ・ 有明アリーナ管理運営事業実施方針に関する質問への回答は、実施方針と一体のものとしします。

2018年2月20日

東京都オリンピック・パラリンピック準備局

■実施方針に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所						質問内容	回答
		頁	第●	●	(●)	○数字	(ナ)		
1	はじめに	1						「有明アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例」はいつ頃公表されますか。	既に公表されています。 以下のリンク先から閲覧可能です。 http://www.tokyoto-koho.metro.tokyo.jp/file/koho/id/4199/f/10266/2017_100.pdf
2	はじめに	1						「有明アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例」は平成29年第四回都議会定例会で採択されたようですが、その全文はいつ開示されるのでしょうか。	質問No.1の回答を参照してください。
3	東京2020大会後の施設運営の考え方	2	第1	1	(3)	②		国際大会などの質の高いスポーツ大会の誘致については、都よりも支援を頂くことができますでしょうか。そのような誘致支援について想定はされていますでしょうか。	そのような想定はありません。
4	東京2020大会後の施設運営の考え方	2	第1	1	(3)	②		“年間で140万人の来場者を目指す。”とありますが、この数字は事業者に対するノルマと解すべきでしょうか。それとも、単なる達成目標で、未達の場合でもペナルティ等は課せられないと理解してよろしいでしょうか。	来場者数そのものは運営権者の要求水準や契約上の義務等とはしない予定であり、未達の場合のペナルティは想定していません。
5	施設の概要	3	第1	1	(4)	②		「車いす使用者席(同伴者併設)を約1%確保」とありますが、こちらは常設と仮設のどちらでしょうか。	車いすでアクセシブルな座席及び車いす使用者の同伴者用の座席については、仮設を含み約1%を確保することができるようにしています。
6	施設の概要	3	第1	1	(4)	②		施設の概要として駐車場・自転車駐車場が入っておりますが、こちらは有明アリーナ運営権者の管理運営の範囲外ということでしょうか。	運営権者による管理運営の範囲は、実施方針第1-1(4)②に示す施設及び敷地内の全てとします。施設には駐車場・駐輪場が含まれます。
7	施設の概要	3	第1	1	(4)	②		施設的设计・仕様について、民間事業者からの提案・要望により、都の費用負担により変更する可能性はありますでしょうか。(例えば、●●室をもう●●㎡大きくしてほしいなど)	既に設計や法手続きが終了し、工事着手していることから、そのような想定はありません。
8	事業期間等	4	第1	1	(5)	①		「原則として、運営権の延長は行わない。」と記載されているが、例外的に運営権の延長が行われる場合は想定されていますでしょうか。仮に想定されているとした場合、どのような場合を想定されていますでしょうか。	現在のところ運営権の延長を行う具体的な想定はありません。
9	事業期間等	4	第1	1	(5)	①		“原則として、運営権の延長は行わない。”とあることから、運営権の延長を認める場合もあると理解してよろしいでしょうか。	質問No.8の回答を参照してください。
10	事業期間等	4	第1	1	(5)	①		“原則として、運営権の延長は行わない。”とあることから、運営権の延長を認める場合があるとすると、その条件等は、実施契約等に示されると理解してよろしいでしょうか。	質問No.8の回答を参照してください。
11	準備期間	4	第1	1	(5)	①	(7)	本項以降で記載される“本施設引渡し日(2019年12月予定)”とは、建設工事の竣工により施設が都に引渡された日を指すのでしょうか。それとも、事業者が本施設の管理運営業務を実施するに当たり、都から事業者へ施設の管理運営権限が引渡された日を指すのでしょうか。	本施設の引渡し日は、建設工事の竣工後、施設が建設工事を行った事業者から都に引渡された日を指します。
12	維持管理期間	4	第1	1	(5)	①	(4)	本工事について、組織委員会が行う工事と都が行う工事の大まかな内容について違いがわかるようご教示下さい。	大会後、組織委員会が行う工事とは、大会仮設の撤去・復旧工事です。 都が行う工事とは、恒設物を整備する工事です。
13	維持管理期間	4	第1	1	(5)	①	(4)	維持管理期間開始となる都が定める日について、施設引渡し日から、どの程度の期間が空くことが想定されますでしょうか。	維持管理期間の開始は本施設引渡し日を想定しています。 本施設の引渡し日の定義については、質問No.11の回答を参照してください。
14	維持管理期間	4	第1	1	(5)	①	(4)	東京2020大会後に、組織委員会→都→(必要な場合)運営権者の順に工事を行うとのことですが、これら工事を(事前協議の上)同時に行うことは想定できませんでしょうか。	現在のところ、大会後の組織委員会、都、運営権者による工事は、原則それぞれの実施主体毎に独立して行うことを想定しています。 ただし、都の工事に影響のない範囲で、効率的な工事について、調整の機会を設けることを検討しています。
15	本事業の内容 事業期間等	4	第1	1	(5)	①	(4)	「本工事では、～(中略)～都が工事を行うことを想定している。」とありますが、組織委員会及び都が行う工事、運営権者が行う工事の内容は、それぞれ協議によって決定されるのでしょうか。または予め内容によって実施者が決定しているのでしょうか。	質問No.14の回答を参照してください。 なお、運営権者が行う工事の内容については、本施設が都の所有であることを踏まえ、運営権者の提案に基づき、都と協議の上、決定するものとします。
16	東京2020大会終了後の工事について	4	第1	1	(5)	①	(4)	大会終了後、組織委員会及び東京都が行う工事の完了日は募集要項に記載されますか。工事完了日が決定しないと正確な収支の算定及び予約業務が実施できませんのでお願いいたします。	運営期間の開始時期については、案件公表時に示す予定です。

No.	タイトル	該当箇所						質問内容	回答
		頁	第●	●	(●)	○数字	(カナ)		
17	維持管理期間	4	第1	1	-(5)	①	(4)	オリバラ期間のオーバーレイの関与はいつ頃の予定でしょうか。	現時点では未定です。 なお、組織委員会が行う工事については、組織委員会にて公表する内容とします。
18	維持管理期間	4	第1	1	(5)	①	(4)	②-(イ)に“都は、本施設引渡し後速やかに、本施設を対象として運営権者に運営権を設定する。”とあることから、事業者は運営権設定後直ちに維持管理業務を開始しなければならないものと思料しますが、維持管理期間の始期として“施設引渡し後都が定める日から”と表現されていることから、施設引渡し後一定期間は維持管理業務の履行を免除される期間が存在すると理解してよろしいでしょうか。	質問No.11の回答のとおり、維持管理期間の開始は本施設引渡し日を想定しているため、維持管理業務の履行を免除される期間は存在しません。 なお、維持管理期間の維持管理業務(小規模な修繕を含む)については、運営権者と都の間で必要な契約手続を経た上で、別途契約を締結する予定です。
19	事業スケジュール(予定)	4	第1	1	(5)	①	(ウ)	運営期間において、東京2020大会後の工事終了後都が定める日と定義されていますが、「大会後工事終了日の翌日」を想定されていると考えてよろしいでしょうか。	質問No.16の回答を参照してください。
20	運営期間	4	第1	1	(5)	①	(ウ)	運営期間開始となる都が定める日について、東京2020大会後の工事終了日から、どの程度の期間が空くことが想定されますでしょうか。	質問No.16の回答を参照してください。
21	運営期間	4	第1	1	(5)	①	(ウ)	運営期間の始期として“東京2020大会後の工事終了後都が定める日から”と表現されていることから、官側の工事終了後一定期間は管理運営業務の履行を免除される期間が存在すると理解してよろしいでしょうか。	質問No.16の回答を参照してください。
22	事業スケジュール(予定)	4	第1	1	(5)	①	(ウ)	東京2020大会(オリバラ委員会工事)、東京2020大会後の工事(都工事)、運営権者による追加投資・改修工事(運営権者工事)の資産区分、取り合い等の調整主体及び指示系統についてご教示下さい。	各工事の実施主体が、施設所有者である都と必要な調整を行った上で、工事を実施します。 運営権者の追加投資・改修工事は運営権者の指示、費用負担のもと実施します。追加投資のうち、本施設との一体性が認められる対象については、投資完了後に都の保有資産とします。それ以外の追加投資の対象については、運営権者の保有資産とします。なお、運営権者の工事内容については質問No.15の回答を参照してください。
23	本事業の内容 事業期間等	4	第1	1	(5)	①	(ウ)	東京2020大会後の工事が2021年4月までに終わらず延長した場合、施設の供用開始時期もその分後にずれるとの認識でよろしかったでしょうか。	本施設の供用開始は遅くとも2021年度末までとすることを想定しています。 案件公表後に東京2020大会後の工事の終了時期が変更される場合の対応については、案件公表時に示すとおりとします。
24	運営期間	4	第1	1	(5)	①	(ウ)	運営期間の始期として“(実施契約に基づく管理運営開始予定日)”と定義されていますが、運営期間の始期は施設の事業者が提案する供用開始日ではなく、実施契約において都が別途定める確定期日であると理解してよろしいでしょうか。	運営期間の開始時期については、質問No.16の回答を参照してください。
25	事業スケジュール	4	第1	1	(5)	①	(ウ)	2020年9月～2021年4月に予定されている“東京2020大会後の工事”終了後、運営権者による追加投資・改修工事の期間が運営期間の一部として予定されていますが、運営権者による追加投資や改修工事の要否は、実施しないことを含めて運営権者の裁量に委ねられていると理解してよろしいでしょうか。	実施方針第1-1(5)⑨に示すとおり、運営権者による追加投資・改修工事の内容は、運営権者の提案に基づき、都と協議の上、決定します。 運営権者による追加投資・改修工事にかかる要件については、案件公表時に示すとおりとします。
26	事業スケジュール	4	第1	1	(5)	①	(ウ)	運営権者による追加投資・改修工事の実施は、“東京2020大会後の工事”終了後と規定されていますが、大会後の工事の効率化・合理化が可能な場合は、官が実施する大会後の工事と同時期に実施すること(足場乙の仮設機材の共用など)や工事内容や工程の調整により官が実施する工事と一体的に実施すること(同一施工業者での施工など)も可能と理解してよろしいでしょうか。	質問No.14の回答を参照してください。
27	事業スケジュール	4	第1	1	(5)	①	(ウ)	欄外の注釈に“今後、工事内容の具体化・・・”と記載されていることから、組織委員会や都が行う工事内容は現時点では具体化されていないものと思料しますが、当該工事の内容が具体化された場合は、事業者に開示されると理解してよろしいでしょうか。	都が行う工事の内容については、公告状況等に応じ可能な範囲で情報提供する予定です。 組織委員会が行う工事については、組織委員会にて公表する内容とします。 なお、工事内容の具体化による事業スケジュールの変更があった場合には、案件公表時に示すものとします。
28	事業スケジュール	4	第1	1	(5)	①	(ウ)	欄外の注釈に“東京2020大会後の工事期間については、・・・変更する可能性がある。”と記載されています。当該変更があった場合でも運営期間の終期(2046年3月末)は変更されないものと思料しますが、運営期間の始期の変更により、初回の運営権対価(固定部分)も変更されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、東京2020大会後の工事期間が変更した場合であっても、運営期間の終了日(2046年3月末)は変更されません。 案件公表後に東京2020大会後の工事の終了時期が変更される場合の対応については、案件公表時に示すとおりとします。

No.	タイトル	該当箇所						質問内容	回答
		頁	第●	●	(●)	○数字	(カ)		
29	本事業の内容 事業の内容及び方式	4	第1	1	(5)	①	(ウ)	竣工及び施設引渡し日が2019年12月となっておりますが、施設の入居は、施設引渡しの直後から可能になるのでしょうか。	維持管理期間については、維持管理業務に従事する者のみが施設内に勤務し、その他の業務を行う事務所機能等を施設内に設置することは不可とする見込みです。 運営期間開始日以降については、要求水準を満たす限りにおいて、運営権者の裁量により本施設を利用することが可能です。 詳細は案件公表時に示すとおりとします。
30	準備期間前の予約	4	第1	1	(5)	②	(7)	準備期間前に予約申し込みや予約に関する相談があった際には貴都にて対応をしていただき、準備期間開始時に引継を受けるということでしたのでしょうか。	準備期間前に予約受付をする予定はありませんが、相談等があった場合は都にて対応し、準備期間開始時に運営権者に引継をします。
31	本事業の内容 事業の内容及び方式	5	第1	1	(5)	②	(7)	準備期間中、予約受付などの開業準備活動を行うことができますとありますが、予約受付に伴う利用料の収受は可能でしょうか。(利用料金は原則前払いが通常かと思われます)	運営期間開始前に予約金を収受することは認めますが、当該予約金は運営権者の収入としては計上してはならず、前受金としての特性を考慮した適切な会計処理を行うこととする想定です。 詳細については案件公表時に示すとおりとします。
32	維持管理期間	5	第1	1	(5)	②	(4)	PFI法に基づく管理運営事業は運営期間開始日からであるのに対し、運営権の設定が本施設引渡し後すぐ(維持管理期間開始時期)となるのは何故でしょうか。	PFI法第19条を踏まえ、また、運営権者が資金調達を検討する場合に配慮したものです。
33	維持管理期間	5	第1	1	(5)	②	(4)	上記質問(No32)について、維持管理期間中も運営権に基づく利用料金の収受等が可能でしょうか。	質問No.31の回答を参照してください。
34	維持管理期間	5	第1	1	(5)	②	(4)	上記質問(No32)について、維持管理期間中の運営権における運営権対価の取扱いについてご教示下さい。	実施方針第1-1(5)⑥に示すとおり、運営権者が支払う運営権対価等は、運営期間の開始以降、都に支払うことを想定しています。
35	運営期間	5	第1	1	(5)	②	(ウ)	運営期間の開始日となる都が定める日が明確になる時期についてご教示下さい。(事業計画の検討や準備期間における誘致・予約業務に影響があるため)	質問No.16の回答を参照してください。
36	事業期間及び内容のイメージ	5	第1	1	(5)	②	(ウ)	5頁第1-1-(5)-①-(イ)において、維持管理期間の開始日は「都が定める日」となっていますが、＜事業期間及び内容のイメージ＞の表中では、本施設引渡し日となっています。どちらが正でしょうか。	質問No.13の回答を参照してください。
37	事業の内容及び方式	4	第1	1	(5)	②	(ウ)	(ウ)運営期間の項に“全ての管理運営事業を、PFI法に基づくコンセッション方式で行う。”とあることから、(7)準備期間や(イ)維持管理期間においては運営権対価を都に支払う必要はないと理解してよろしいでしょうか。	質問No.34の回答を参照してください。
38	本事業の内容 事業の内容及び方式	5	第1	1	(5)	②	(ウ)	これまでの事業スケジュールでは、東京2020大会以前に「テストイベント」が組み込まれておりましたが、依然実施予定でしょうか。実施予定の場合、当該イベントに係る費用は東京2020大会と同様、都(又は組織委員会)によって負担されるのでしょうか。	第1文については、テストイベントは実施する予定です。 第2文については、テストイベントに係る費用を運営権者が負担することは想定しておりません。
39	本事業の内容 本事業の業務範囲	5	第1	1	(5)	③	(7)	維持管理期間中、イベント等の誘致や予約受付などの開業準備業務開始に伴い、業務実施場所が必要になります。事務所等の準備及び費用の負担は東京都と運営権者のどちらになりますか。	実施方針第1-1(5)③(7)に示すとおり、運営権者の負担とします。 併せて質問No.29の回答を参照してください。
40	予約受付	5	第1	1	(5)	③	(7)	予約受付ですが、現在貴都にて現在使用している公共施設予約システムを使用することを想定されていますでしょうか。それとも事業者が独自に開発を行うことを想定されていますでしょうか。	都の公共施設予約システムを使用することは想定しておりません。
41	予約受付	5	第1	1	(5)	③	(7)	予約受付ですが、貴都の公共施設予約システムを使用する場合、使用料等のランニングコストは必要となりますでしょうか。	質問No.40の回答を参照してください。
42	運営権者が行う業務	5	第1	1	(5)	③	(7)	任意事業についての記載がありませんが、実施契約においては任意事業も都の事前の承認を得た上で行うことができる旨が定められるという理解で宜しいでしょうか。	要求水準書に定める業務の他、本事業の目的に資する範囲で、本施設を利用した事業を実施することを可とする想定です。ただし、当該事業の実施にあたっては、事前に都の承諾を得ることとします。
43	(b) 本施設の維持管理及び小規模な修繕	6	第1	1	(5)	③	(7)	「都の指示のもと、組織委員会と連携し、東京2020大会の円滑な運営に協力するものとする」とありますが、指示命令は都からとなり、運営権者が直接組織委員会から指示は受けないという理解でよろしいでしょうか。	「都の指示の下、組織委員会と連携」とは、組織委員会の要望等は都が受けた上で、都と運営権者が調整することを想定しています。 なお、都が示す業務内容の範囲内で、施設の利用者である組織委員会から依頼を直接受けることはあると想定されます。
44	本事業の内容 本事業の業務範囲	6	第1	1	(5)	③	(7)	維持管理期間中の維持管理及び小規模修繕に係る費用は、「都が運営権者に支払うものとする」とありますが、この金額は募集要項にて示されるのでしょうか。それとも、応募者の提案金額になるのでしょうか。	維持管理期間中の維持管理業務の費用については、本事業とは別に都における必要な契約手続に則って取り扱う予定です。

No.	タイトル	該当箇所						質問内容	回答
		頁	第●	●	(●)	○数字	(カ)		
45	本事業の内容 本事業の業務範囲	6	第1	1	(5)	③	(7)	SPC若しくは構成員、協力会社から第三者への業務の再委託は可能でしょうか。	可能です。ただし、実施方針第1-1(5)③(7)に示すとおり、運営権者が行う業務を一括して第三者に委託することは不可とします。
46	本施設の維持管理及び小規模な修繕	6	第1	1	(5)	③	(7)b(b)	「維持管理業務の実施にあたっては、都の指示の下、組織委員会と連携し、東京2020大会の円滑な運営に協力するものとする」について、具体的な業務内容があれば御教示頂けますでしょうか。	質問No.44の回答を参照してください。
47	運営権者が行う業務	6	第1	1	(5)	③	(7)	b(b)内、「本業務に係る費用は、都が運営権者に支払うものとする」について、費用の範囲やその決め方について、ご教示下さい。	質問No.44の回答を参照してください。
48	運営権者が行う業務	6	第1	1	(5)	③	(7)	b(b)内、都が示す業務内容(仕様書等)については、募集要項等で示される予定でしょうか。	質問No.44の回答を参照してください。
49	運営権者が行う業務	6	第1	1	(5)	③	(7)	b(b)内、東京2020大会中に、組織委員会等の要望等により都が示す業務内容(仕様書等)を大きく超える警備、清掃等の業務が求められた場合であり、都による費用支払いをもってしても運営権者による業務の遂行が難しい場合、そのリスクは都によるという認識でよいでしょうか。	運営権者は予め都が示す業務内容(仕様書等)の範囲内で対応するものとします。ただし、その範囲を超える業務が見込まれる場合は、当該業務がその範囲を超えるかの判断も含め、別途協議を行うものと考えています。
50	エリアマネジメント等	6	第1	1	(5)	③	(7)c(d)	運営権者は有明レガシーエリアにおけるエリアマネジメント及び周辺地域との連携事業に協力するものとされていますが、当該業務の一環として運営権者が収益事業を実施することは可能でしょうか。(弊社としては、当該エリアにおける収益事業は必須であると考えております)	当該業務の一環として運営権者が収益事業を実施することは、本事業の管理運営に影響を及ぼさないことを条件として可能とします。なお、有明レガシーエリアにおけるマネジメントについては、本事業とは別に検討する予定です。
51	本施設の維持管理及び小規模な修繕	6	第1	1	(5)	③	(7)	「運営権者は都が示す業務内容(仕様書等)に従って本施設の維持管理業務を実施する。」とありますが、「維持管理業務」の具体的な内容・範囲はいつ示される予定でしょうか。また、ここでいう「仕様書等」は実施契約の一部を構成するのでしょうか、それとも独立した契約となるのでしょうか。	質問No.44の回答を参照してください。
52	本施設の維持管理及び小規模な修繕	6	第1	1	(5)	③	(7)	維持管理期間の業務のうち「(b)本施設の維持管理及び小規模な修繕」に係る費用は、都の負担とされていますが、ここでいう都の費用負担は、SPC運営に係る全ての費用を対象とするという理解で宜しいでしょうか。	「(b)本施設の維持管理及び小規模な修繕」に必要な費用については、本事業とは別に都における必要な契約手続を経た上で都が負担する予定ですが、維持管理期間中に発生するその他の費用については運営権者が負担してください。
53	収益業務	6	第1	1	(5)	③	(7)	本施設内には東京2020大会前の都の整備施設として飲食・物販店舗が設けられていますが、運営権者が実施する収益業務としては、特段当該施設の運営の継続を義務付けられているものではなく、当該施設の用途変更や追加投資・改修工事等による新たな収益施設の整備を含め、法令や要求水準等に反しない範囲において自由裁量が認められていると理解してよろしいでしょうか。	レストラン・カフェ等の飲食店舗については、施設内に機能を設けることを要件とする想定です。それ以外の収益業務については、案件公表時に示すとおりとします。併せて質問No.42の回答を参照してください。なお、都のウェブサイト等で公表している図面は、東京2020大会後の施設に関する、公表時点における検討段階の図面です。
54	本事業の内容 本事業の業務範囲	6	第1	1	(5)	③	(7)	運営期間中の業務として挙げられている「(d)その他」に「周辺地域との連携事業に対して協力するものとする」とありますが、連携事業とはどのようなものなのでしょうか。	周辺施設との地域連絡会の開催、地域共同事業の実施、都と連携したオープンスペースの活用などを想定しています。
55	その他	6	第1	1	-(5)	③	(7)	周辺地域の連携事業とは、具体的に何をお考えでしょうか。	質問No.54の回答を参照してください。
56	その他	6	第1	1	(5)	③	(7)	有明レガシーエリアにおけるエリアマネジメント及び周辺地域との連携事業に対して協力するとの記載がありますが、「協力」とはどこまでの範囲を指しているのかご教示ください。本施設の運営維持管理に支障がないことや経費支出の有無に関する可能性について、ご教示ください。	第1文については、質問No.54の回答を参照してください。第2文については、本業務に伴う費用を都が負担する想定はありません。
57	運営期間(d)その他	6	第1	1	(5)	③	(7)	「周辺地域との連携事業」との記載がありますが、「周辺地域」の範囲について想定はありますでしょうか、また、「連携事業」の具体的な想定を例示いただけますでしょうか。	第1文については、臨海副都心有明北地区における有明レガシーエリアを想定しています。第2文については、質問No.54の回答を参照してください。
58	運営権者が行う業務	6	第1	1	(5)	③	(7)	「(d)その他」において「運営権者は有明レガシーエリアにおけるエリアマネジメント及び周辺地域との連携事業に対して協力するものとする。」と記載されていますが、「連携事業」とは具体的にどのような内容の事業を想定していますでしょうか。	質問No.54の回答を参照してください。
59	都が行う業務	6	第1	1	(5)	③	(4)	大規模修繕は都が自らの費用負担で行うとありますが、大規模修繕工事の実施の可否については都が独自に判断されるのでしょうか。それとも運営権者からの申し入れにより都が判断される場合もあるのでしょうか。	大規模修繕の実施の運用方法については、内容や実施時期にかかる運営権者との調整方法を含め、案件公表時に示すとおりとします。

No.	タイトル	該当箇所						質問内容	回答
		頁	第●	●	(●)	○数字	(カ)		
60	都が行う業務	6	第1	1	(5)	③	(4)	大規模修繕の実施の運用方法については後日公表される「募集要項等」に記載されると考えてよろしいでしょうか。	質問No.59の回答を参照してください。
61	都が行う業務	6	第1	1	(5)	③	(4)	都が行う業務として本稿に大規模修繕業務及び備品調達業務が規定されていますが、実施に当たり運営権者との調整が実施され、双方の合意に至れば、運営権者の意向の反映(例えば運営権者の一部費用負担によるバリュアップ等)も可能と理解してよろしいでしょうか。	大規模修繕業務については、質問No.59の回答を参照してください。 備品調達業務の詳細については、案件公表時に示すとおりとします。
62	都が行う業務	7	第1	1	(5)	③	(4)	a)における、大規模修繕によって休館日が発生する場合、最大でどの程度の期間を想定されているか、ご教示下さい。	休館期間を具体的に示すことは困難と考えていますが、本施設の運営計画等を勘案し、運営権者と調整の上で決定することを想定しています。
63	本事業の内容 本事業の業務範囲	6	第1	1	(5)	③	(4)	「劣化したものを初期の水準に回復させるための大規模修繕は、都が自らの費用負担により行う。」とありますが、運営期間中にこれ以外の目的において運営権者が大規模修繕・改修を行おうとした場合、都と協議の上で実施するものであっても、運営権者がすべての費用を負担することになるのでしょうか。	基本的にご理解のとおりです。都が負担する大規模修繕の詳細は案件公表時に示すとおりとします。
64	本事業の内容 本事業の業務範囲	6	第1	1	(5)	③	(4)	大規模修繕業務期間中の利用受付業務の実施場所についてご教示下さい。	大規模修繕に支障のない範囲で、本施設で運営権者が予約受付業務等を行うことを可とすることを想定しておりますが、利用者の利便性を損ねることがない運営となるように、応募者等にて判断してください。
65	都が行う業務	7	第1	1	(5)	③	(4)	b)における、都の負担で購入する備品については、募集要項等で示される予定でしょうか。	ご理解のとおりです。
66	本事業の内容 本事業の業務範囲	7	第1	1	(5)	③	(4)	「スポーツ利用に関する一般的な備品及び施設利用に最低限必要と思われるその他の備品」の選定は都が行うのでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	備品調達業務	7	第1	1	(5)	③	(4)	貴都にて調達する備品のリストは募集要項公表時には公表されると理解してよろしいでしょうか。事業計画にて更新費を見込むために必要となります。	質問No.65の回答を参照してください。
68	備品調達業務	7	第1	1	(5)	③	(4)b	「スポーツ利用に関する一般的な備品及び施設利用に最低限必要と思われるその他備品については、都の負担で購入する。当該備品の更新については、都が指定するものを除き、運営権者の負担で実施する」とありますが、都が負担されることを想定されている備品の内容を具体的にご教示頂けますでしょうか。	質問No.65の回答を参照してください。
69	都が行う業務	7	第1	1	(5)	③	(4)	「b 備品調達業務」について、都の負担で購入する「一般的な備品」及び「最低限必要と思われるその他の備品」はどのように決定されるのでしょうか。また、それらを更新する際には、購入する備品の数量、メーカーなどは運営権者の方で決められるのでしょうか。	第1文については、質問No.65、66の回答を参照してください。 第2文については、都が更新する備品については都が、運営権者が更新する備品については要求水準を満たす範囲において運営権者が、仕様、数量を決定します。
70	備品調達業務	7	第1	1	(5)	③	(4)	都が行う業務として本項に備品調達業務が規定されていますが、都が購入する備品とは別に、本施設の管理運営のために運営権者が必要と判断して調達する備品については、運営権者の費用負担で調達することが可能で、当然に運営権者が行う業務に含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	本事業の内容 利用料金	7	第1	1	(5)	④		消費税率が上昇した場合、利用料金の見直しは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
72	運営権者が支払う運営権対価等	7	第1	1	(5)	⑥	—	募集要項で示される支払方法等の諸条件の中に、運営権対価の最低価格を定める予定でしょうか。	運営権対価の最低価格の有無については、案件公表時に示すとおりとします。
73	運営権者が支払う運営権対価等	7	第1	1	(5)	⑥	—	固定部分は運営期間中金額が原則変わらないとされていますが、初年度等、事業開始が年度途中でであった場合や運営権者による改修によって利用料金を収受できる期間が短くなる場合も満額の支払いを想定していますでしょうか。	運営権対価(固定部分及び変動部分)の詳細な考え方については、運営期間開始時の扱いを含め、案件公表時に示すとおりとします。 ただし、運営権者が実施する追加投資・改修工事によって利用料金を収受できる期間が短くなったことを理由に、運営権対価の支払い額について提案額から減額することは想定していません。
74	本事業の内容 本施設の賃貸借	7	第1	1	(5)	⑦		テナント等第三者へ実際に転賃可能となるのは運営期間開始後となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	本施設の賃貸借契約	7	第1	1	-(5)	⑦		①賃貸借の対象スペース、条件等は募集要項に記載されますが、正確な収支の算出には不可欠です。②テナントへの貸出交渉は準備期間に行うことは可能でしょうか。	第1文については、本施設の賃貸借に関する条件は案件公表時に示すとおりとします。 第2文については、可能です。

No.	タイトル	該当箇所						質問内容	回答
		頁	第●	●	(●)	○数字	(カ)		
76	貸付契約	7	第1	1	(5)	⑦		運営権者と貴都にて貸付契約を締結する場合、別途賃料等は必要ないという理解でよろしかったでしょうか。	本施設の賃貸借に関する条件は、案件公表時に示すとおりとします。
77	本施設の賃貸借	7	第1	1	(5)	⑦		運営権者と都が結ぶ貸付契約とは一体どのような内容を含む契約でしょうか。契約書(案)等を公開して頂けませんでしょうか。この貸付に伴い、賃料や使用料が別途発生することはありますでしょうか。	質問No.76の回答を参照してください。
78	運営権者の保有資産等	7	第1	1	(5)	⑧	(4)	「運営権者の所有する資産のうち、必要と認めたものを買い取ることができる」について、運営期間後も必要だと認定するのは、運営権者が投資前に都と協議(8頁-第1-1-(5)-(9))においてという理解で良いでしょうか。	都又は都が指定する第三者による運営権者の資産の買い取りについては、事業終了時に判断します。判断にかかるプロセスについては、案件公表時に示すとおりとします。
79	運営権者の保有資産等	7	第1	1	-(5)	⑧	(4)	都または都が指定する第三者が必要と認めた運営権者の資産についての最終的な売却判断は運営権者に帰属しますか。	双方の合意が必要と考えていますので、都又は都が指定する第三者が必要と認めた運営権者の資産についての最終的な売却判断は、運営権者に帰属することを想定しています。
80	運営権者の保有資産等	7	第1	1	(5)	⑧	(4)	運営権者の保有資産は、運営権者の責任により処分するか、都らが認めて買い取ることを要件とされていることから、運営権者が実施した追加投資や改修工事により建築物を増築した場合も、原則として現状回復が事業期間終了時の条件と理解してよろしいでしょうか。それとも、事前に都の承諾を得て整備した固定資産については、所有権を都に移転すれば足りる(有償・無償については、協議による)と理解してよろしいでしょうか。	運営権者による追加投資や改修工事にかかる要件については、案件公表時に示すとおりとします。実施方針第1-1(5)⑧(4)に示す「運営権者の保有資産等」には、運営権者が追加投資・改修工事を実施した対象を含みます。併せて質問No.22の回答を参照してください。
81	運営権者の所有する資産	7	第1	1	(5)	⑧	(4)	事業者が更新したスポーツ備品は、事業終了時に所有権移転等のような対応を想定されていますでしょうか。	運営権者が更新したスポーツ備品についても、都又は都の指定する第三者が必要と認めたものについては買い取ることができるものとする想定ですが、詳細については、案件公表時に示すとおりとします。
82	事業期間終了時の取扱い	7	第1	1	(5)	⑧		事業期間終了時の取扱いとしては、運営権者の保有資産等の買取のみならず、例えば、運営権者が都の了解を得て本施設に対して行った追加投資・改修工事のうち、事業期間終了時に経済的価値が残存している部分に対しても買取、補償その他何らかの対応が予定されているという理解でよろしいでしょうか。	質問No.80の回答を参照してください。
83	業務の引継に係る費用	8	第1	1	(5)	⑧	(ウ)	事業者から貴都又は次期事業者へ運営移管するための費用ですが、事業者が負担するのはあくまで事業者自身に必要な費用という理解でよろしいでしょうか。例えば、運営移管期間に必要な貴都又は次期事業者の人件費等は含まれないという理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	業務の引継ぎ	7	第1	1	(5)	⑧	(ウ)	事業期間終了後の施設利用に関する予約の申込みは、都又は次期事業者が受け付けるとのことですが、運営権者は当該申込者に対し、都ないしは次期事業者の受付窓口へ直接申し込むよう案内すれば足りると理解してよろしいでしょうか。	事業期間終了後の施設利用に関する予約の申込にかかる業務の扱いについては、案件公表時に示すとおりとします。
85	業務の引継ぎ	7	第1	1	(5)	⑧	(ウ)	事業期間終了後の施設利用に関する予約の申込みは、都又は次期事業者が受け付けるとのことですが、当該申込者から受付業務に対し苦情等が発せられた場合は、都ないしは次期事業者が責任をもって対応すると理解してよろしいでしょうか。	質問No.84の回答を参照してください。
86	本事業の内容 事業期間終了時の取扱い	8	第1	1	(5)	⑧	(ウ)	「次期事業者に対する業務の引継ぎは～(中略)～その費用を負担する。」とありますが、引継ぎのために次期事業者によって発生する費用であっても、現運営権者が負担するのでしょうか。	質問No.83の回答を参照してください。
87	業務の引継ぎ	8	第1	1	-(5)	⑧	(ウ)	次期事業者への引継ぎに関する運営権者の費用負担はどのようなものを想定されていますか。	例えば、当該業務にかかる人件費や物件費が想定されますが、応募者にて判断してください。
88	業務の引継ぎ	7	第1	1	(5)	⑧	(ウ)	業務の引継ぎに要する費用は運営権者の負担とありますが、次期事業者に発生する経費等も運営権者が負担しなければならないのでしょうか。	質問No.83の回答を参照してください。
89	本事業の内容 運営権者による追加投資・改修工事	8	第1	1	(5)	⑨		“追加投資・改修工事の内容は、本施設が都の所有であることを踏まえ、運営権者の提案に基づき、都と協議の上、決定する”とのことですが、固定資産等の追加投資については、改修工事完了時に都に所有権を移転する場合もあると理解してよろしいでしょうか。	質問No.80の回答を参照してください。
90	本事業の内容 運営権者による追加投資・改修工事	8	第1	1	(5)	⑨		この項目は、P5<事業期間及び内容のイメージ>における(ウ)運営期間中の「運営権者による工事」を指すのでしょうか。	P5<事業期間及び内容のイメージ>における(ウ)運営期間中の「運営権者による工事」のほか、本施設供用開始後の運営期間に行われるものも含みます。

No.	タイトル	該当箇所						質問内容	回答
		頁	第●	●	(●)	○数字	(カナ)		
91	法令遵守	7	第1	1	(5)	⑩	—	本事業において遵守すべき関係法令、条例、規則等及び要綱等のリストをご教示下さい。	応募者等にて確認してください。主たるものは案件公表時に示すとおりとします。
92	業務の引継ぎ	7	第1	1	(5)	⑩		“適用法令及び適用基準は、各業務の開始時点における最新のものを採用する”とのことですが、本事業の運営期間は約25年間の長期に亘ることから、運営期間中に改定される可能性があるものと思料します。法令等の改定があった場合でも、各業務の開始時点における最新のものに準拠していれば足りるということでしょうか。	法令等については、原則として契約期間中最新のものを適用することとしますが、法令等の改定によって運営権者の運営等が影響を受ける場合の対応については案件公表時に示すとおりとします。
93	法令順守	8	第1	1	(5)	⑩		具体的な関係法令等が記載されておりませんが、遵守が想定されている関連法令等(特に要綱等)については、全てを事業者側で把握することは困難なため、都の方で具体的に列挙していただけないでしょうか。	質問No.91の回答を参照してください。
94	管理運営に関する条件	8	第1	1	(6)			ここでは要求水準という用語は使われていませんが、ここで示された条件(スポーツ利用期間の設定や大規模スポーツ大会の回数要件など)をいわゆる要求水準と理解すれば宜しいでしょうか(なお、P14「3 モニタリング等」において「都の要求水準」との記載があります。)	ご理解のとおりです。
95	管理運営に関する条件 スポーツ利用	8	第1	1	(6)	①	(7)	都が主催のイベントの会場としてメインアリーナを利用する場合、「一般の利用予約開始以前から利用予約を行うことができる」等の規則を設ける予定はございますか。	都が主催する事業の実施等による公的利用について、施設の予約に協力を求めることを想定しています。
96	メインアリーナ	8	第1	1	(6)	①	(7)	a内、「原則として仮設の木製床を設置する」について、木製床の設置を伴わないスポーツもスポーツ利用期間として設定することは可能でしょうか。	詳細については、案件公表時に示すとおりとしますが、可能とする方向で検討しています。
97	メインアリーナ	8	第1	1	(6)	①	(7)	木製床の設置・撤去に係る費用について、「入場料収入の有無、プロ・アマチュアの区分等を勘案し、検討する」とはどういう意味でしょうか。	スポーツ利用期間については、仮設の木製床の設置・撤去に係る費用は原則、運営権者負担としますが、入場料収入の有無、プロ・アマチュアの区分等を勘案し、設置・撤去に係る費用を利用者から徴収することの可能性を含め、都が検討するという意味です。
98	管理運営に関する条件 スポーツ利用	8	第1	1	(6)	①	(7)	仮設の木製床の設置・撤去作業に必要と思われる人数、時間をご教示下さい。	作業方法等により異なりますので、応募者等にて判断してください。 なお、案件公表時に参考資料を示す予定です。
99	木製床	8	第1	1	-(6)	①	(7)	①木製床は東京都が購入し、運営期間開始時にアリーナ内倉庫に収納してあるという前提でよろしいでしょうか。②その場合の木製床の面積はどれくらいでしょうか。③障害者スポーツを木製床で実施した場合、競技によっては床が傷つく可能性があります、その際の補修は運営権者負担でしょうか。	①については、ご理解のとおりです。 ②については、案件公表時に示すとおりとします。 ③については、利用者との調整を含め、運営権者の責任で対応するものとします。
100	スポーツ利用期間	8	第1	1	(6)	①	(7)	仮設木製床の設置には、相応の時間を要し、費用も掛かるものと思料することから、設置期間は、春・秋等に集中してそれぞれ1ヶ月以上の期間を想定しています。本項に記載の“詳細については、入場料収入の有無、プロ・アマチュアの区分等を勘案し、検討する”ことの趣旨は、事業者が想定する期間以外に臨時的に設置を要請された場合は、利用者から設置・撤去費用を徴収することも認めることがあると理解してよろしいでしょうか。	質問No.97の回答を参照してください。
101	メインアリーナ	8	第1	1	(6)	①	(7)	年間10大会程度の大規模スポーツ大会の目標について、10大会とは日数でのカウントでしょうか。それとも複数日にまたぐものも合わせて1大会なのでしょう。	複数日にまたぐものであっても、連続した日程で1つの大会として実施されている場合は、1大会とカウントします。
102	メインアリーナ	8	第1	1	(6)	①	(7)	2か月程度のスポーツ期間や年間10大会程度の大規模スポーツ大会の目標について、達成できなかった場合のペナルティはあるのでしょうか。	詳細については、案件公表時に示すとおりとしますが、スポーツ利用期間年間2か月及び大規模スポーツ大会10大会が未達成の場合、モニタリングによる是正の協議・指示の対象とする方向で検討しています。
103	メインアリーナ	8	第1	1	(6)	①	(7)	「スポーツ利用期間を年間通算2か月程度設定」し、「大規模スポーツ大会を年間10大会程度開催」することが運営権者のノルマである場合、未達の場合は何らかのペナルティーが科せられるのでしょうか。	質問No.102の回答を参照してください。
104	管理運営に関する条件 スポーツ利用	8	第1	1	(6)	①	(7)	利用期間等の数値目標について「a及びbは単年度ではなく、4か年の平均で達成することも可とする」とありますが、最初の4年間で万が一達成ができなかった場合に、次の4年間で数値を再設定する可能性はありますか。	ご指摘の場合に数値目標の再設定を行うことは想定していません。詳細は案件公表時に示すとおりとします。

No.	タイトル	該当箇所						質問内容	回答
		頁	第●	●	(●)	○数字	(カ)		
105	メインアリーナ	8	第1	1	(6)	①	(7)	“なお、a及びbは単年度ではなく、4か年の平均で達成することも可とする。”とあることから、「スポーツ利用期間を年間通算2か月程度設定」し、「大規模スポーツ大会を年間10大会程度開催」することは、運営権者のノルマであると理解してよろしいでしょうか。	質問No.102の回答を参照してください。
106	管理運営に関する条件 スポーツ利用	8	第1	1	(6)	①	(7)	「スポーツ利用期間」は実際に利用のあった日数の合計ではなく、事前に運営権者が設定する期間が年間通算2ヶ月程度となることで条件を満たすことができるのでしょうか。	詳細については、案件公表時に示すとおりとします。
107	管理運営に関する条件 スポーツ利用	8	第1	1	(6)	①	(7)	大規模なスポーツ大会の準備期間は「スポーツ利用期間」としてカウントしてよろしいですか。	詳細については、案件公表時に示すとおりとしますが、現在のところ基本的にはご理解のとおりとする方向で検討しています。
108	スポーツ利用期間	8	第1	1	(6)	①	(7)	ここでいう「スポーツ利用」の定義をご教示ください。例えば「スポーツに関連したイベントや取組」も含まれるのでしょうか。また、どのように「スポーツ利用期間」の日数等の算出を行うのか、その考え方やルールは募集要項等で示して頂けますでしょうか。	第1文については、詳細は案件公表時に示すとおりとしますが、スポーツ利用とは、競技スポーツやレクリエーション活動等の身体活動による施設の利用及び前記の活動を観客に見せることを目的とした施設の利用を指すものとする方向で検討しており、例えば、学校や企業の運動会なども含むことを想定しています。第2文については、質問No.96の回答を参照してください。
109	大規模スポーツ大会の定義	8	第1	1	(6)	①	(7)	大規模スポーツ大会の定義及び回数の定義をお示ください。	詳細については、案件公表時に示すとおりとしますが、大規模スポーツ大会の定義は、スポーツ競技の国際大会、全国大会、広域大会（関東大会、東日本大会等）等に加え、その他1万人程度の観客が見込める大会（企業、学校等による運動会は除く）を含むこととする方向で検討しています。回数の定義については、質問No.101の回答を参照してください。
110	大規模スポーツ大会	8	第1	1	(6)	①	(7)b	「大規模スポーツ大会」について、動員数見込みや具体的な大会名等があれば御教示頂けますでしょうか。	大規模スポーツ大会の定義については、質問No.109の回答を参照してください。具体的な大会の例としては、「新規恒久施設の施設運営計画」P.42を参照してください。
111	大規模スポーツ大会	8	第1	1	(6)	①	(7)	「大規模スポーツ大会」の定義、および、当該大会に関する都の誘致関与等の有無につき、可能な限りご教示ください。	大規模スポーツ大会の定義については、質問No.109の回答を参照してください。当該大会に関する都の誘致関与等の有無については、質問No.3の回答を参照してください。
112	大規模スポーツ大会	8	第1	1	(6)	①	(7)	「運営権者は、……、大規模スポーツ大会を年間10大会程度開催することを目標とする。」と記載されていますが、「目標」とあるのは努力義務（仮に違反しても運営権者に対するペナルティは想定されていない）と理解して宜しいでしょうか。	質問No.102の回答を参照してください。
113	大規模スポーツ大会	8	第1	1	(6)	①	(7)	「大規模スポーツ大会」とは、具体的にどのように定義されるのでしょうか。例えば、プロバスケットボールのリーグ戦60試合のうち年間30試合を有明で開催した場合には、その各1試合が大規模スポーツ大会としてカウントされるのでしょうか。	大規模スポーツ大会の定義については、質問No.109の回答を参照してください。回数のカウントについては、質問No.101の回答を参照してください。
114	大規模スポーツ大会	8	第1	1	(6)	①	(7)	ここでいう「大規模スポーツ大会」の定義をご教示ください。	質問No.109の回答を参照してください。
115	サブアリーナ	9	第1	1	(6)	①	(4)	都民のスポーツ利用を中心とした上で、コンサート等、スポーツ以外の利用を行うことは可能でしょうか。	詳細については、案件公表時に示すとおりとしますが、サブアリーナの仕様等を踏まえてスポーツ以外の利用も認める予定です。
116	サブアリーナ	9	第1	1	(6)	①	(4)	“都民のスポーツ利用に配慮する”とあることから、運営権者は極力都民のスポーツ利用日を確保するよう努力するものの、特段、都民のスポーツ利用を優先する必要はないと理解してよろしいでしょうか。	詳細については、案件公表時に示すとおりとしますが、スポーツ利用を5割以上とし、運営権者の自主事業は、原則として都民のスポーツ利用の多い時期や曜日を除くよう配慮するものとする方向で検討しています。
117	利用料金	9	第1	1	(6)	②	(7)～(9)	「類似施設」とはどのような施設を指すのか具体的にあれば御教示頂けますでしょうか。	「類似施設」については、案件公表時に示すとおりとします。
118	ジム・スタジオ	9	第1	1	(6)	②	(7)	ここでいう「類似施設」には、民設民営のジム・スタジオも含むものと理解してよいでしょうか。	「類似施設」には、民間のジム・スタジオを含みます。
119	利用料金	9	第1	1	(6)	②		利用料金について、実施方針に定められた方針に従う限り、都と協議することなく、運営権者が自由に設定できるという理解でよろしいでしょうか。	運営権者は「有明アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例」第5条の規定に従い、本施設の利用状況等を勘案して、実施方針P.9、第1の1(6)②に基づいた適正な額の利用料金を定めるものとします。
120	利用料金	9	第1	1	(6)	②		本項では、スポーツ利用の利用料金について言及されていますが、コンサートや興行イベント等の主催者から收受する利用料金については、③に記載の条件のほかは、特段の規定・制限等はないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	タイトル	該当箇所						質問内容	回答
		頁	第●	● (●)	○数字 (カ)				
121	利用料金	9	第1	1	(6)	②		利用料金の決定方法についてご教示ください。運営権者の提案に対し、都が許可するような方法でしょうか。仮に都の意向が反映されるのであれば、料金設定に関する明確な基準(どのような水準であれば許可されるのか)を明示していただけますでしょうか。	質問No.119の回答を参照してください。
122	利用料金	9	第1	1	(6)	②		駐車場の利用(利用料金に含まれるかどうか)に関する考え方を示してください。	駐車場の管理も運営権者が行うこととし、利用者から利用料金を徴収することを認める予定です。
123	メインアリーナ・サブアリーナ	9	第1	1	(6)	②	(ア)	バラスポーツの車椅子バスケットなどでは、タイヤ痕や金属打撃などによる床面の汚損・損傷が発生します。このような通常利用以上に維持管理費が増加する競技利用については、通常利用よりも高い利用料金設定が可能でしょうか。(身障者の利用は、利用料金の減免を条例等で規定される場合が多いと認識していますが、このような場合は、減免対象としないことが可能でしょうか。)	バラスポーツも他のスポーツ利用と同様と考えています。
124	スポーツ利用に関する備品	9	第1	1	(6)	②	(イ)	①-(ア)-aには、「仮設の木製床の設置・撤去に係る費用は、原則として運営権者の負担とすることを想定している」と記載されていますが、本項のタイトルのカッコ書きに「仮設の木製床」と記載されていることから、仮設の木製床についても、利用料金の収受は可能と理解してよろしいでしょうか。	詳細は案件公表時に示すとおりとしますが、スポーツ利用期間以外の期間については、維持管理に係る実費相当分をを利用料金として徴収することは認める想定です。
125	公正な施設提供	9	第1	1	-(6)	③		独占的かつ安価の定義をお示しください(日数、割引率等)	公正な施設提供の詳細については、案件公表時に示すとおりとします。
126	公正な施設提供	9	第1	1	(6)	③		運営権者等による独占的かつ安価な利用について制限するのであれば、その基準について明示していただけますでしょうか。	質問No.125の回答を参照してください。
127	公正な施設提供	9	第1	1	(6)	③		「著しく公正さを欠く利用」、「本事業の収益性を損ねること」について、例えば日数制限など、どのようなケースが該当するか御教示頂けますでしょうか。	質問No.125の回答を参照してください。
128	民間事業者の選定に関する基本的事項	10	第2	1				選定に関して、書類審査以外の審査(ヒアリング、プレゼンテーション等)は予定されておりますか。	審査プロセスについては、案件公表時に示すとおりとします。
129	募集及び選定方法	10	第2	1	(1)	—	—	民間事業者からの提案の対象は、PFI法に基づくコンセッション方式での管理運営事業についてという理解でよろしいでしょうか。それとも、準備期間や維持管理期間を含んだ事業全体が提案の対象となるのでしょうか。	維持管理期間の維持管理業務は民間事業者からの提案の対象から除きます。
130	募集及び選定方法	10	第2	1	(1)	—	—	上記質問(No129)について、事業全体が提案対象である場合、質問No47にある維持管理期間の運営権者の業務において都が運営権者に支払う費用も民間事業者の提案によるものになるのでしょうか。	質問No.129の回答を参照してください。
131	募集・選定に係るスケジュール(予定)	10	第2	2	(1)	—	—	コンセッション方式の事業の募集・選定において通常実施される「競争的対話」は行わないということでしょうか。	案件公表後に都と応募者の間で相対での対話を行うことを想定していますが、実施方法や内容等の詳細は案件公表時に示すとおりとします。
132	審査方法	10	第2	1	(2)			競争的対話の実施は予定されていないのでしょうか。仮に実施されない場合、実施契約等の内容について実質的な交渉・修正は予定されないということになりますでしょうか。仮に、実施契約等の内容について実質的な交渉・修正が全く予定されていないとすると本事業の入札への参加の可否に大きな影響が生じると考えております。	質問No.131の回答を参照してください。
133	募集・選定に係るスケジュール(予定)	10	第2	2	(1)	—	—	2019年1月に予定されている仮契約締結とは、2019年4月予定の実施契約の仮契約という意味でしょうか。	ご理解のとおりです。
134	募集・選定に係るスケジュール(予定)	10	第2	2	(1)	—	—	上記質問(No133)について、東京都と仮契約を結ぶ相手は候補者でしょうか。それともSPCでしょうか。	東京都と仮契約を結ぶ相手はSPCとする予定です。
135	募集・選定に係るスケジュール	10	第2	2	(1)			スケジュール内に基本協定締結がありません。本事業では基本協定の締結を予定していないということでしょうか。	候補者決定後、速やかに基本協定を締結する予定です。
136	民間事業者の選定の手順に関する事項	10	第2	2	(1)			スケジュールの中に「基本協定の締結」が記載されておらず「仮契約締結」と記載れておりますが、本事業においては、候補者決定後、①候補者との基本契約締結、その後に②SPCとの仮契約締結が行われる予定と理解すれば宜しいでしょうか。	質問No.135の回答を参照してください。
137	民間事業者の選定の手順に関する事項	10	第2	2	(1)			提案書の受付が2018年9月との記載がございます。コンセッションでは、複数回の選考プロセス(例えば、入札を一次と二次に分ける等)がある事例がございますが、本案件は1回のみという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	タイトル	該当箇所						質問内容	回答
		頁	第●	●	(●)	○数字	(カナ)		
138	応募者等の構成	11	第2	3	(1)	①	—	応募申請書類において、構成員及び協力会社が携わる業務を明記することとあるが、該当する業務を持たず、単純にSPCに出資を行う法人が構成員となることは可能でしょうか。	代表企業がSPCの経営を主導できる比率を事業期間中にわたって維持し、本事業の運営に支障が出ない範囲において、SPCへの出資のみを行い、いずれの業務にも携わらない法人が構成員となることは認めることを想定しています。詳細については、案件公表時に示すとおりとします。
139	応募者等の構成	11	第2	3	(1)	①		本項における各用語の定義を解釈すると、「応募グループ」は「応募グループの構成員」のみのよって構成されることから、「協力会社」は「応募グループ」には属しないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	応募者等の構成	11	第2	3	(1)	①		“運営権者は、応募者又は応募グループを構成する法人が出資して設立する特別目的会社とする。”ということは、運営権者は本事業の実施のみを目的とする特別目的会社であり、本事業に係る業務の実施を希望する者が単独の法人であった場合も、特別目的会社を設立しなければならないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
141	応募者等の構成	11	第2	3	(1)	①		応募者等には特段「類似施設等における同種業務の実績」や「担当者の資格」等の要件は科されない、と理解してよろしいでしょうか。	「類似施設等における同種業務の実績」は、応募者等の必須条件ではありません。 「担当者の資格」等については、案件公表時に要求水準として示すとおりとします。
142	応募者等の構成 重複参加の禁止	12	第2	3	(1)	③		資本関係のあるグループ会社同士が、別々の応募グループに構成員又は協力会社として参加することは可能でしょうか。	資本関係のあるグループ会社同士が、別々の応募グループの構成員又は協力会社として参加することは認めない方針です。詳細は案件公表時に示すとおりとします。
143	応募者等の構成 重複参加の禁止	12	第2	3	(1)	③		資本関係のあるグループ会社同士が、別々の応募グループに構成員又は協力会社として参加することが可能である場合、「○%までの持ち株関係であれば参加可」等、条件となる明確な基準もご教示ください。	質問No.142の回答を参照してください。
144	参加資格要件について	12	第2	3	(2)			参加資格にPFI/PPPIによる施設の運営実績は不要でしょうか。	質問No.141の回答を参照してください。
145	東京都競争入札参加有資格	12	第2	3	-(2)	③		今回の応募には「東京都競争入札参加資格」は必要でしょうか。	応募者又は応募グループの代表企業に東京都競争入札参加資格を求める予定です。
146	応募者、応募グループの構成員及び協力会社に共通の参加資格要件	12	第2	3	(2)	⑨		本事業に係るアドバイザー契約を締結した企業として、「みずほ総合研究所株式会社」のみが記載されていますが、法務アドバイザーとして法律事務所などは利用しないのでしょうか。	都と本事業に関するアドバイザー契約を締結した企業の指示により、当該契約に関する業務を行う企業として、以下の企業が該当します： 西村あさひ法律事務所（東京都千代田区大手町1-1-2）
147	応募者、応募グループの構成員及び協力会社に共通の参加資格要件	12	第2	3	(2)	⑨		「都と本事業に関するアドバイザー契約を締結した企業」より業務委託等を受けた会社等がある場合、これらの会社の取り扱いについてご教示ください。	質問No.146の回答を参照してください。
148	参加資格確認基準日	13	第2	3	(3)			“参加資格確認基準日は、別に定めるものを除き、提案書の受付日とする。”とあり、2-(1)に記載のスケジュール表にも「参加資格確認書類等」の受付について特段の記載がないことから、提案書の受付以前に別途参加資格確認書類等の提出を求められることはないかと理解してよろしいでしょうか。	提案書の提出前に参加資格確認書類等の提出を求めることを予定しておりますが、詳細については、案件公表時に示すとおりとします。
149	参加資格確認基準日	13	第2	3	(3)			参加資格確認基準日の翌日から候補者の決定日までの間に応募関係者が参加資格を欠くに至った場合は、当該者の参加資格確認を取り消すとのことですが、この場合は、応募者は失格となるものの（それ以降の本公募への参加は認められない。）、応募グループの場合は当該者のみが失格となり、他の応募グループの構成員及び協力会社は参加資格を維持できると理解してよろしいでしょうか。	参加資格確認基準日の翌日から候補者の決定日までの間に応募関係者が参加資格を欠くに至った場合、当該企業が代表企業である場合を除き、他の応募グループの構成員及び協力会社は参加資格を維持できることを想定しています。詳細は詳細は案件公表時に示すとおりとします。
150	著作権	13	第2	4	(1)			貴都の判断により提案書の公表を行う場合は事前に事業者と協議をしていただくと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	基本協定の締結	13	第2	5	(1)	—	—	基本協定の文案は、募集要項等において示される予定でしょうか。	ご理解のとおりです。
152	参加資格を欠くに至った場合の取扱い	13	第2	5	(3)			候補者と実施契約を締結しなかった場合、時点候補者が繰上げて選定されるのでしょうか。若しくは、再入札を実施するのでしょうか。	候補者と実施契約を締結しなかった場合の手続きについては、案件公表時に示すとおりとします。

No.	タイトル	該当箇所					質問内容	回答
		頁	第●	● (●)	○数字 (カナ)			
153	参加資格を欠くに 至った場合の取扱い	13	第2	5	(3)		本事業では基本協定の締結が無いように見受けられ ません。候補者決定日の翌日から実施契約の締結日までの 間に参加資格を欠くに至り、実施契約の締結が行われ なかった際には、事業者には違約金は発生しないと理解し てよろしいでしょうか。	第1文については、質問No.135の回答を参照してくださ い。 第2文については、案件公表時に示すとおりとします。
154	基本協定の締結	13	第2	5	(1)		本項以下に記載の「候補者」とは、本募集で選定された 「応募者」又は「応募グループの構成員」を指し、「協力 会社」は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	質問No.139の回答を参照してください。
155	モニタリング	14	第3	3	(1)	— —	モニタリングにおいて、都に提出する各書類や報告は、 都が様式等を定める予定でしょうか。	報告すべき事項等は都が定めますが、書類や報告の 具体的な様式については運営権者に委ねる予定で す。モニタリングに関する詳細は、案件公表時に示す とおりとします。
156	モニタリング	14	第3	3	(1)	— —	上記質問(No155)について、都が様式等を定める場 合、それは募集要項等において示される予定でし ょうか。	質問No.155の回答を参照してください。
157	管理運営に関する条 件等に関する協議	14	第3	4			管理運営に関する条件等について検証するための協議 の機会の頻度は、どの程度を想定されていますでし ょうか。	管理運営に関する条件等に関する協議の詳細につい ては、案件公表時に示すとおりとします。
158	管理運営に関する条 件等に関する協議	14	第3	4			「管理運営に関する条件等について検証するための協 議」とありますが、具体的には運営権対価の見直し等 を行うという理解でよろしいでしょうか。	主として実施方針第1-1(6)に示す「管理運営に関する 条件」等にかかる協議を想定しています。
159	管理運営に関する条 件等に関する協議	14	第3	4			“協議事項の詳細等については、今後募集要項等にお いて示す。”とのことですが、運営権対価の額や支払時 期等の変更も協議事項に含まれるものと考えてよろしい でしょうか。	質問No.158の回答を参照してください。
160	運営権者の株式の 新規発行及び処分	15	第3	5	(2)	①	都がSPCの議決権株式を取得する可能性はありますで しょうか。	そのような想定はありません。
161	実施契約に定めよう とする事項	16	第4	1	—	— —	不可抗力について、運営権者の責めに帰さない地震、 津波等の天災時の建物損傷等については、都で保険を 付保する予定でしょうか。	現在のところそのような想定はありません。
162	解除の効果	17	第5	1	(1)	② (4)	都に生じた損害の賠償等とは、どのようなものを想定さ れていますでしょうか。	実施契約解除後、施設の運営が滞ることに伴い都が 被る損害の賠償等を想定しています。
163	都の事由による実施 契約の解除	18	第5	1	(2)	② (4)	都の事由による実施契約の解除となった場合、運営権 者に生じた損害を賠償するとあります。SPCが運営収入 を返済原資として金融機関から資金調達を行っていた 場合のブレイクファンディングコストや返済残額も対象と いう理解でよろしいでしょうか。	都の事由により実施契約を解除する場合に、都が運 営権者に対して負う賠償責任の詳細については、案 件公表時に示すとおりとします。
164	不可抗力による実施 契約の解除又は終了	18	第5	1	(3)	① (7)	不可抗力による実施契約の解除又は終了が、「都又は 運営権者は双方協議の上、合意により実施契約を解除 することができる」とされていますが、この趣旨はどの ようなものでしょうか(他のコンセッション案件では合意ま では要件とされていなかったり、公共団体の承認を必要 としつつも公共団体は不合理に不承認としないものとし る、といった留保がついているものも多いと理解してい ます。)	協議の上双方の合意がないと解除することはできない という趣旨です。
165	不可抗力による実施 契約の解除又は終了	18	第5	1	(3)		不可抗力の内容は、募集要項等で具体的に示していた だけとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
166	法制上及び税制上 の措置並びに財政 上及び金融上の支 援に関する事項	19	第6				法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の 支援に関して記載いただいておりますが、このような支援 を東京都が整備いただく想定はございますでしょうか。	そのような想定はありません。
167	その他特定事業の 実施に関し必要な 事項	20	第7	4			ネーミングライツで発生する収入は、都と運営権者のど ちらに帰属しますか。	ネーミングライツの詳細については、案件公表時に示 すとおりとします。
168	その他 ネーミングライツ	20	第7	4			運営会社もしくは運営会社の資本関係にある会社が ネーミングライツを取得することは可能か否か御教示頂 けますでしょうか。	ネーミングライツの詳細については、案件公表時に示 すとおりとします。
169	各期間に共通するリ スク	21	別紙1		(1)	8 —	消費税変更リスク等について、都が負担するものとして 運営権者に支払われる費用(維持管理期間中の費用 等)については、消費税法(昭和63年法律第108号)及 び地方税法(昭和25年法律第226号)並びに関連する法 令等に基づき適用される税率にそれぞれ異なるものとし 、変更分については都が負担する認識でよろしいでし ょうか。	維持管理期間中に都が支払う維持管理業務の対価に ついてはご理解のとおりとする想定ですが、想定され るリスクと責任分担の詳細については、案件公表時に 示す実施契約書(案)に示すこととし、最終的には実施 契約で規定することとします。

No.	タイトル	該当箇所					質問内容	回答
		頁	第●	● (●)	○数字 (カ)			
170	別紙1 想定されるリスクと責任分担	21	別紙1	(1)	8		運営権対価にかかる消費税の変更によるリスクは運営権者との事ですが、事業期間中に消費税率がアップした場合、そのパーセンテージ分運営権対価を増額しなくてはならないという事でしょうか。	ご理解のとおりとする想定ですが、想定されるリスクと責任分担の詳細については、案件公表時に示す実施契約書(案)示すこととし、最終的には実施契約で規定することとします。
171	各期間に共通するリスク	21	別紙1	(1)	12	—	住民対応リスクについて、運営権者の責めに帰さない事由(法令上適合しているにも関わらず施設整備段階において顕在化していなかった騒音や振動の発生等)により、近隣住民の反対運動等で施設の利用が出来ない場合等のリスク分担は、都によるという認識でよいでしょうか。	想定されるリスクと責任分担の詳細については、案件公表時に示す実施契約書(案)示すこととし、最終的には実施契約で規定することとします。
172	各期間に共通のリスク	21	別紙1	(1)	12		No.12、13に住民対応リスクの内容と分担が記載されていますが、維持管理期間中の住民対応はNo.12の“本施設の整備・運営方針等”に含まれると理解してよろしいでしょうか。 また、維持管理期間中の運営権者が行う業務は“運営権者が行う本施設の運営”には該当しないと理解してよろしいでしょうか。	想定されるリスクと責任分担の詳細については、案件公表時に示す実施契約書(案)示すこととし、最終的には実施契約で規定することとします。
173	別紙1 想定されるリスクと責任分担	21	別紙1	(1)	14		「第三者賠償リスク」の「14 都の提示条件、指図、行為を直接の原因とするもの」には、本施設の整備内容(瑕疵等)を原因とする事故によるものも含まれるとの解釈でよろしいでしょうか。	想定されるリスクと責任分担の詳細については、案件公表時に示す実施契約書(案)示すこととし、最終的には実施契約で規定することとします。
174	各期間に共通のリスク	21	別紙1	(1)	※1		「※1」に「法令、許認可の新設、変更の場合、運営権者又は都は相手方に協議を申し入れることができる」との記載がございますが、協議後、どのような結果が想定されますでしょうか(生じた損害についての補償を受けられるのか、実施契約を解除できるのかなど)。	想定されるリスクと責任分担の詳細については、案件公表時に示す実施契約書(案)示すこととし、最終的には実施契約で規定することとします。
175	別紙1 想定されるリスクと責任分担	21	別紙1	(1)	※3		「※3: 都・運営権者それぞれに生じた費用はそれぞれが負担する」とありますが、不可抗力により本施設が破損、機能維持ができなくなった等の場合のリスク分担をご教示下さい。	想定されるリスクと責任分担の詳細については、案件公表時に示す実施契約書(案)示すこととし、最終的には実施契約で規定することとします。
176	実施契約締結前リスク	21	別紙1	(2)	※4		※4にてそれぞれに生じた費用はそれぞれが負担するとあります。違約金等は発生しないという理解でよろしいでしょうか。	想定されるリスクと責任分担の詳細については、案件公表時に示す実施契約書(案)示すこととし、最終的には実施契約で規定することとします。
177	維持管理期間中のリスク	22	別紙1	(3)			維持管理期間中は都以外の団体等(組織委員会や各国選手団など)が本施設を使用しますが、都以外の団体の責めにより各リスクが顕在化した場合の当該リスクの分担は、都であると理解してよろしいでしょうか。	想定されるリスクと責任分担の詳細については、案件公表時に示す実施契約書(案)示すこととし、最終的には実施契約で規定することとします。
178	維持管理期間中のリスク	22	別紙1	(3)	29		「業務内容の変更リスク」として「都が提示する業務内容の変更に係るリスク」とありますが、当初合意した業務内容について都の裁量で変更できることになるのでしょうか。それとも、変更についても都と運営権者との間で協議を経て合意することを前提とされているのでしょうか。	想定されるリスクと責任分担の詳細については、案件公表時に示す実施契約書(案)示すこととし、最終的には実施契約で規定することとします。
179	維持管理期間中のリスク	22	別紙1	(3)	30		本施設の瑕疵リスクについて、現状、瑕疵担保責任の行使可能期間について特段の記載がありませんが、特に行使期間の制限はないと理解して宜しいでしょうか。	想定されるリスクと責任分担の詳細については、案件公表時に示す実施契約書(案)示すこととし、最終的には実施契約で規定することとします。
180	施設損傷リスク	22	別紙1	(3)	33		No.33、34に施設損傷リスクの内容と分担が記載されていますが、第三者の責めによる施設の損傷は、都あるいは運営権者のいずれの分担になるのでしょうか。第三者による施設の損傷は不可抗力リスクに該当するものと思料しますが、No.23の分担では処理できないと思料します。	想定されるリスクと責任分担の詳細については、案件公表時に示す実施契約書(案)示すこととし、最終的には実施契約で規定することとします。
181	施設損傷リスク	22	別紙1	(3)	34		事業者が善管注意義務を果たしていたにも関わらず、第3者により施設が損傷した場合、当事者が特定できなかった場合には貴都の負担と理解してよろしいでしょうか。	質問No.180の回答を参照してください。
182	別紙1 想定されるリスクと責任分担	22	別紙1	(3)	37		維持管理期間中に発生する光熱水費については、変動リスクも含めて全て都にてご負担頂けるという事でしょうか。	想定されるリスクと責任分担の詳細については、案件公表時に示す実施契約書(案)示すこととし、最終的には実施契約で規定することとします。
183	別紙1 想定されるリスクと責任分担	22	別紙1	(4)	41		本施設の瑕疵によるリスクについては、運営期間中全てにわたり都のリスク分担であるとの解釈でよろしいでしょうか。	質問No.179の回答を参照してください。

No.	タイトル	該当箇所						質問内容	回答
		頁	第●	●	(●)	○数字	(ナ)		
184	業務内容の変更リスク	22	別紙1		(4)		45	No.45において都の責めによる運営・維持管理業務の内容変更が発生した場合は、都がリスクを負担するとあります。 この場合に、どのような方法でリスクを負担していただけるのでしょうか。(例えば、予め、大規模なイベントの予約が入っていた期間に、急遽、都が主催する催事の開催をしなければならなくなった場合のキャンセル料などの賠償金は、都が負担する。など)	想定されるリスクと責任分担の詳細については、案件公表時に示す実施契約書(案)示すこととし、最終的には実施契約で規定することとします。
185	運営費・維持管理費の変動リスク	22	別紙1		(4)		47	No.47において都の責めによる運営・維持管理業務の内容変更等起因する維持管理・運営費の変動が発生した場合は、都がリスクを負担するとあります。 この場合に、どのような方法でリスクを負担していただけるのでしょうか。(例えば、維持管理費が増加した場合は、増加分を別途運営権者に支払う、あるいは運営権対価から相殺する。など)	想定されるリスクと責任分担の詳細については、案件公表時に示す実施契約書(案)示すこととし、最終的には実施契約で規定することとします。
186	施設損傷リスク	22	別紙1		(4)		50	事業者が善管注意義務を果たしていたにも関わらず、第3者により施設が損傷した場合で、当事者が特定できなかった場合については貴都の負担と理解してよろしかったでしょうか。	質問No.180の回答を参照してください。
187	施設損傷リスク	22	別紙1		(4)		50	No.50、51に施設損傷リスクの内容と分担が記載されていますが、第三者の責めによる施設の損傷は、都あるいは運営権者のいずれの負担になるのでしょうか。 第三者による施設の損傷は不可抗力リスクに該当するものと思料しますが、No.23の分担では処理できないと思料します。	質問No.180の回答を参照してください。
188	什器備品管理損傷リスク	22	別紙1		(4)		52	事業者が善管注意義務を果たしていたにも関わらず、第3者により什器備品が盗難・損傷した場合で、当事者が特定できなかった場合については貴都の負担と理解してよろしかったでしょうか。	質問No.180の回答を参照してください。
189	什器備品管理リスク	22	別紙1		(4)		52	什器備品等の盗難リスクが、運営権者あるいは都のそれぞれの責めにより顕在化した場合が想定されていますが、盗難は第三者の故意による行為であり不可抗力リスクであると思料します。 ここでいうリスクの分担とは、運営権者が業務上の善管注意義務を果たしていると認められる場合は、賠償等の負担を免れられると理解してよろしいでしょうか。それとも、本施設の什器備品の管理責任は、都の所有であれ運営権者の所有であれ、運営権者にあることから、都の関係者の故意・過失等による盗難・破損・紛失等以外の場合は、全て運営権者が負担すると理解すべきでしょうか。	質問No.180の回答を参照してください。
190	運営期間中のリスク修繕リスクNo.55	22	別紙1		(4)		55	「都が実施する本施設の建物・設備等の大規模修繕以外の本施設の修繕に関するもの」とあり、リスク分担が運営権者となっていますが、どういった想定でしょうか。	運営権者が整備した設備等に関する修繕業務は運営権者がその費用負担で行うことを想定していますが、想定されるリスクと責任分担の詳細については、案件公表時に示す実施契約書(案)示すこととし、最終的には実施契約で規定することとします。
191	運営期間中のリスク光熱水費リスクNo.48	22	別紙1		(4)	※6		「※6:当初想定されない急激な光熱水費等の変動が起こった場合には、運営権者又は都は相手方に協議を申し入れることができる。」とありますが、都が運営権者に申し入れる場合というのはどのような想定をしていますでしょうか。	想定されるリスクと責任分担の詳細については、案件公表時に示す実施契約書(案)示すこととし、最終的には実施契約で規定することとします。 なお、都が申し入れる場合は極めて限定的であると考えていますが、当初想定し得なかった大幅な光熱水費等の変動が起こった場合を想定しています。
192	実施方針							本施設が避難所として指定される可能性はありますか。また、可能性がある場合、避難所の運営は都と運営権者のどちらになりますか。	避難所の指定については、災害対策基本法に基づき当該施設の存する区市町村長が行うこととなります。 なお、本施設は「東京都帰宅困難者対策条例」に基づく一時滞在施設に指定される予定です。
193	実施方針							消費税は何%として計算すればよろしいでしょうか。	本事業に係る応募者等からの提案書の受付時の税率で計算してください。
194	実施方針							SPCの本店所在地を当該施設内とする事は可能でしょうか。	SPCの登記上の所在地を本施設とすることは可能です。 ただし、維持管理期間中、維持管理業務以外の事務所機能を本施設内に設置することは不可とする見込みです。
195	実施方針							現時点で都の側から設定予定の休館日等はございますか。	そのような想定はありません。
196	実施方針							運営権者が自動販売機・複合機等を設置することは可能でしょうか。また可能である場合、それらによって得た収入を運営権者の利益とすることはできますか。	第1文については、可能です。 第2文については、運営権者の利益として、変動部分の運営権対価等の対象となります。
197	実施方針							現在公開されている図面等は、東京2020大会中(組織委員会による工事前)の施設の状態を示しておりますか。	都のウェブサイト等で公表している図面は、東京2020大会後の施設に関する、公表時点における検討段階の図面であり、今後変更する可能性があります。

No.	タイトル	該当箇所						質問内容	回答
		頁	第	●	●	(●)	○数字 (カナ)		
198	職員の派遣							都の職員の派遣について記載されていませんが、本事業において都から職員派遣は予定されていない、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
199	直接協定							他のコンセッション案件では、地方公共団体と運営権者の融資金融機関とが必要に応じて直接協定を締結する旨が記載されている場合がありますが、本事業においてはそのような記載がありません。直接協定の締結は予定されていないということでしょうか。	必要に応じて締結します。